

新規就農者および就農希望者に対する 就農計画作成支援と相談活動

大津・南部農業農村振興事務所農産普及課

【普及活動のねらい・対象】

管内では平成 17 年度から毎年認定就農者が誕生しており、近年は就農相談者が著しく増加しています。就農の成否にかかわらず、相談者の生活のことも考慮するとスピーディな対応が求められます。そのため、就農計画に沿った経営が実現できるように、関係機関と連携しながら支援をする必要があります。

認定就農者：就農計画について知事の認定を受けた農業者のこと。

【普及活動の成果】

相談活動に当たっては慎重に相談者の状況や意向を聞き取る必要があるため、窓口を一本化するとともに複数で対応し、相談内容等を記録しました。本年度(12 月末まで)は、これまで 31 名(66 回)の相談対応を行いました。

(1) 就農相談への対応

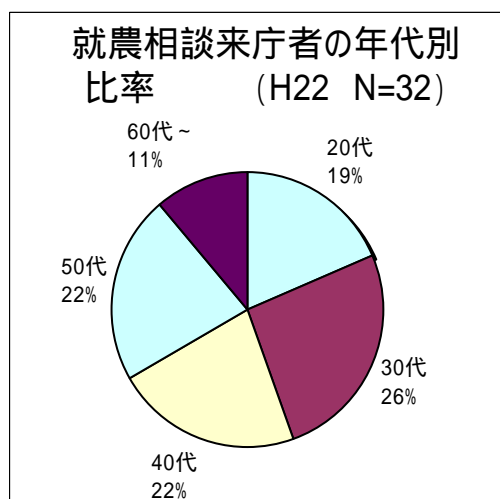
相談者の年齢構成は右のグラフのとおりで、各年代にまたがっています。希望する作物は施設野菜がほとんどです。

すでに農地を所有されている方への対応は比較的スムーズに行えますが、農地を借りなければならない方には、就農希望地の農業委員会等に相談するところから始めました。

(2) 就農計画策定に関する支援



就農計画の検討の様子



本年度は、管内から 5 名の研修生が農業大学校就農科で学んでいます。このうち 2 名は通学のかたわら就農計画作成され、認定就農者となることができました。当課では認定に至るまでの間、必要な助言を行うほか市、農業委員会、JA との情報共有をすすめました。

卒業後は、就農計画の達成とあわせて経営が軌道に乗るよう支援し、地域農業の担い手となってもらいたいと期待しています。